



開 会
開 会
昭 和 五 十 三 年 十 月 三 十 日
閉 会
同 日

昭 和 五 十 三 年

福 生 市 議 会 第 五 回 臨 時 会 会 議 録

福 生 市 議 会

第 五 臨

議 百 三

議 百 四

議 百 五

議 百 六

請 二

資 成 府 議
(松 山)

反 對 討 論
(松 山)

第五回福生市議会 臨時

会会議録(第十三号)

昭和五十二年十月三十日福生市議会議場に第五回福生市議会臨時会が招集された。
出席議員は次のとおりである。

- | | |
|--------------|--------------|
| 一番 原 敏子 君 | 二番 松山 清 君 |
| 三番 原田 生也 君 | 四番 村野 武男 君 |
| 五番 森田 治男 君 | 六番 村尾 栄次 君 |
| 七番 鈴木 藤次郎 君 | 八番 山崎 良之助 君 |
| 九番 竹田 政勝 君 | 十番 指田 保雄 君 |
| 十一番 宇佐美 良時 君 | 十二番 貫井 喜代次 君 |
| 十三番 君 | 十四番 君 |
| 十五番 小林 菊三 君 | 十六番 小堀 仁七 君 |
| 十七番 関 米吉 君 | 十八番 東田 正治 君 |

十九番 大野 行夫 君
二十一番
二十三番 岩田 博 君

二十番 宮沢 良一 君
二十二番
二十四番 塩野 鉄之助 君

一 欠席議員は次のとおりである。

十四番 田村 不郎 君
二十一番 高波 忠 君
二十二番 末次 性男 君

一 欠員は次のとおりである。

十三番

一 議会議事事務局職員は次のとおりである。

議事 局長 市川 昭利 君
事務局 局長 古谷 徳男 君
主事 君

一 出席説明員は次のとおりである。

市 長 石川 常太郎 君	助 役	市 長 石川 常太郎 君
収 入 役 橋本 孝蔵 君	教 育 長	市 長 石川 常太郎 君
企 画 財 政 部 長 浅見 裕康 君	総 務 部 長 上野 重勝 君	市 長 石川 常太郎 君
市 民 部 長 生子 国利 君	福 祉 部 長	市 長 石川 常太郎 君
建 設 部 長 青藤 多市 君	教 育 次 長	市 長 石川 常太郎 君
福 祉 事 務 所 長	水 道 事 務 所 長	市 長 石川 常太郎 君
事 務 取 扱 参 事	事 務 取 扱 参 事	市 長 石川 常太郎 君
監 査 委 員 事 務		市 長 石川 常太郎 君
局 長 事 務 取 扱	企 画 財 政 課 長 木村 田 進 君	市 長 石川 常太郎 君
参 事		市 長 石川 常太郎 君
税 務 課 長	秘 書 室 長 坂本 昭 君	市 長 石川 常太郎 君
庶 務 職 員 課 長	管 財 課 長	市 長 石川 常太郎 君

市民課長	井上久田	君	經濟課長	君
衛生課長		君	保險年金課長	君
土木課長		君	都市計画課長	君
下水道課長	岡部清人	君	會計課長	君
選挙管理委員		君	庶務課長	君
会事務局長		君	社会教育課長	君
学務課長		君	市民会館長	君
学校給食課長		君	公民館長	君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和五十三年第五回福生市議会臨時会議事日程

開議日時 十月三十日(月) 午前十時

日程第一	会議録署名議員の指名		一
日程第二	会期の決定		二
日程第三	議案第百三十三号	福生市熊川武蔵野会館条例の一部を改正する条例	四
日程第四	議案第百四十四号	昭和五十三年度福生市一般会計補正予算(第三号)	六
日程第五	議案第百五十五号	昭和五十三年度福生市下水道事業会計補正予算(第三号)	一三
日程第六	議案第百六十六号	福生排水樋管新設工事委託契約	一七
日程第七	請願第二号	一般消費税の新設反対に関する請願書	(審査報告) 一九

午前十時

開会 開議

○議長（岩田 博君） ただいまから昭和五十二年第五回福生市議会臨時会を開会いたします。

このより本日の会議を開きます。
このより日程に入ります。

○議長（岩田 博君） 日程第一 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第百三十二条の規定により議長において

一番 原 敏子君

二番 松山 清君

三番 原田 生也君

以上三名を指名いたします。

○議長(岩田 博君) この際報告事項がありますので 事務局長
をして諸般の報告をいたさせます。

(古合議会事務局長 報告)

- 一 昭和五十三年第五回福生市議会臨時会の招集について(別添参照)
- 二 議案の送付について(別添参照)
- 三 議案説明員の出席要請について(別添参照)
- 四 昭和五十三年八月分例月出納検査の結果について(別添参照)

○議長(岩田 博君) 以上で報告は終わりました。

○議長(岩田 博君) 日程第二 会期の決定を議題といたします。

今次臨時会の会期については、議会運営委員会において検討を
しており、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 塩野鉄之助君 登壇)

○議会運営委員長(塩野鉄之助君) 御指名でございますので、まゐる十月
二十三日に開催した議会運営委員会の結果について報告いたします。

第五回臨時会のは議案件は、長から提出の条例改正一件、補正予
算二件、工事委託契約一件及び議会側で審査報告一件でございます。
して、日程はお配りしてあるとおりの順序でお願いすることとし、議
案の取り扱いについては、条例改正はすでに陳情が採択されているもの
であり、予算及び工事契約は、五十三年度の事業にかかっているもの
早期に着手の必要のあることから十分に審議をし、全議案即決
を願うことで、議運としては意見の一致をみてあります。

したがって、会期は本日一日限りとすることにしたしました。
なお、理事者側から全協の申し出がございましたので、本会議終
了後に行うことを議運は了承しておりますので、あらかじめお合
みおろ願います。

以上、簡単でございますが、本日の会議が円滑に運営さいま
すよう各僚の御協力をお願い申し上げます。報告といたします。
○議長(岩田 博君) 以上で委員長の報告は終わりました。
お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されたとおり、十月三十日の一日と決定いたしましたと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田 博君） 御異議なしと認めます。よって会期は一日と決定いたしました。

○議長（岩田 博君） 日程第三議案第百三号 福本市熊川武蔵野会館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長 生子 国利君 登壇）

○市民部長（生子 国利君） 御指名がござりましたので、議案第百三号の福本市熊川武蔵野会館条例の一部を改正する条例の提案理由を御説明申し上げます。

当館の名称に関する陳情につきましては、この議案を審議

にあつては、理事者側の不手際によつて大変御迷惑をおかけいたしましたことを、深くおわび申し上げます。今回本条例改正案が提出ござるようになり、いたしましたことを、厚くお礼申し上げます。

本条例の改正理由については、提案理由にもござりますとあり、いまの名称は、隣接の武蔵野会館とまぎらわしいために、館の名称を変更しようとするものでござります。

よろしく慎重御審議を賜り、原案とおり御可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（岩田 博君） 以上、提案理由の説明は終わりました。このより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田 博君） 以上で質疑を終わります。

○七番（鈴木藤次郎君） この際動議を提出いたします。ただいま議題となっております議案第百三号については、

決 区
保 存
取 扱
注 意
浄 書
発 送
要 求
浄
議 百 四
議 百 五
議 百 六
請 二
資 成 計 画
（ 松 山 ）
反 対 討 論
（ 松 山 ）
福 生 市

委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決せしめんと望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) お諮りいたします。

ただいま鈴木藤次郎君から 本案は原案とあり可決せしめたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よって議案第

百三号は原案とあり可決いたしました。

○議長(岩田 博君) 日程第四議案第百四号、昭和五十三年度

福生市一般会計補正予算(第三号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企業財政部長 浅見裕康君登壇)

○企業財政部長(浅見裕康君) 御指名をいただきました。議案第百四号昭和五十三年度福生市一般会計補正予算(第三号)につぎまして、その内容を御説明申し上げます。

今回の補正の大綱につぎましては、かねてから西地区の周辺排水路、いわゆる本町幹線ですが、これにつぎまして、ござるだけ早期に全事業を完成させたいということ、五十四年度事業として防衛施設庁の懸案事項とされた部分の一部を、五十三年度事業として繰り上げ実施がござるよう協議を詰めてきたわけでございます。このたびそれが実現の運びとなりましたので、今回補正をお願いしようとするものでござります。今回の補正額は六千七百七十九万七千四百円、予算規模は七十九億四千九百九十二万一千四百円となります。

そのほか四ページをお開きいただきます。

まず、六ページから御説明を申し上げます。

分担金及び負担金の土木費負担金で、今回二千二百三十六万

の補正ですが、下水道会計からの負担金で、下水道会計につ
きましては、あとの議案で御説明を申し上げますが、財源とい
たしましては、下水道会計の起債を主たる財源といたしまし
て、下水道会計から一般会計に繰り入れて負担をすると、
これは国の八割補助事業として二割を下水道会計の起債を主
たる財源として一般会計に負担金として出していただく、それ
と防衛の八割補助を合わせて本事業を行うということでごさ
います。前回まで四千二百万円とござい、今回一千二百三十
六万円を加えまして合計五千四百三十六万円となります。
次に、国庫支本金、土木費国庫補助金で今回四千九百四十
三万七千円の追加でござります。当初で一億六千八百万円を計
上しており、今回の補正を合せ二億一千七百四十三万七千円
となり、全体事業の八割相当分となります。
以上が支出でござります。
次に、五ページの支出について御説明を申し上げます。

まず三目的の下水道費でござります。九百万円の追加でござ
ります。これも下水道会計で申し上げますが、建設省の事業
として幹線の補助がござりましたので、事業実施に伴う
財源として一般会計から繰り出そうとするものでござります。
次に、西地区の周辺排水路費六千七百七十九万七千円
まず十三番の委託料一億三千九百五十万円、この内訳は、
ござりますが、福生排水種管新設工事委託料、この名称は、
建設省と協議を重ね、建設省が指定した件名によって工事
の委託契約をするということ、西地区の周辺排水路新設工事
が、福生排水種管新設工事委託料ということ、計上させて
いただきます。これは一億三千九百五十万円、この工事は十一
月中旬頃着手できるのではなからうかという見通しをもちてお
ります。年度末までには完了するというところでござります。
内容についてちょっと触れたいと思ひますが、これはいわゆる
堤内地、いわゆる川でない方ですが、これをカナルバート、口径二十

八百五十ミリ 延長三メートル 堤防から河床にかけての堤外地、川の部分です。フロッグがあるいは蛇かどを埋設したりして、この間の河床の保護等が行われるわけでありす。この中には事務費関係も八百万円ほい含まれておりす。それらを含めて一億三千九百五十万円を建設省に委託しようとするものでござります。実施設計委託料九百三十八万円、これは当初予算に計上しておりましたものと合わせまして、今回国道の接点まで、手前までの一千八百五十メートル、この実施設計委託料です。次に工事施行監理委託料で、減額の百七十万円です。これは当初予算の金額から百七十万円の減額ですが、工事の減に伴うもので、当初一市が発注してやる予定をしておりました。ただいま申し上げましたように、建設省の委託分がありますので、実面的には市の執行分が減つてきたことによるものでござります。次に、西地区周辺排水路新設工事で、八千七百万円の減額

現在の予算額は一億六千五百万円、その差額七千八百万円となりす。福生市で発注する分をござります。二千八百ミリのヒューム管と二、一九号の都市計画道路の手前まで本年度施行しようとするものでござります。延長約百六十五メートル、人孔二カ所、これは削工事で、行うものでござります。次に、補償、補てん及び賠償金、二百六十一万七千円、これは工事に伴う体育館の出入口の部分が使えなくなりす。二、一九号につけかえらるというもののほかに、工事に関係する水道、電気、植木等の補償費、三百万円をす。に計上しておりますので、今回合わせて四百六十一万七千円が実施しようとするものでござります。ただいま申し上げました関係は、参考資料としてお手もとに御配付申し上げましたので、御参照賜りたいと存います。

予備費九百万円については、支出と調整のため、予備